

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区浜松町2-6-8
仲和ビル1F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
発行責任者 浜崎 健蔵

平成8年
9月25日
発行
第154号

日赤新労

綱 領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

第二回中央委員会開催

寒冷地手当、役付手当など 慎重に審議される

慎重に審議される

九月八日、九日の両日、葡萄酒に囲まれた武田信玄の故地としても有名な山梨県石和町において、平成八年度第二回中央委員会が開催された。「石和かんぽ保養センター」を会場に、全国から中央委員及びオブザーバー等七〇余名の参加のもと、今年度ベアや年末手当等について熱心な審議が行われ、盛会のうちに無事終了した。

まず開会のことばの後、次のように述べた。
資格審査と成立確認(出席) 「今年度ベアに関しては、跳ね返り分〇・〇八%で、中央委員二名、委任状六名が行われ、議長に貴田勸告準拠とした体制の中で、八月二日の報告を待って、二・〇二%を加えるなど全体に高貴洋氏(千葉血セ)、本社交渉が再開された。

書記に西村和典氏(大津日赤)がそれぞれ選出された。審議に先立ち、梅村中央執行委員長が挨拶に立ち、率一・一六%(俸給一・〇

このベア率は、昨年より〇・一ポイント伸びてきており、人助の〇・九五%と比較しても僅かに上回るものだが、新労の要求した定昇込み四・五%には及ばなかった。

また、長年の要求項目である役付手当の改正については、やと本社より具体的な内容が提示されたので、今会議での審議結果を踏まえて、実施に向けて努力していきたい。

一方、寒冷地手当については、今回改正案が提示されたが、支給方法が変更となっており、減額の影響等を十分考慮した上で、本社交渉にのぞみたいと考える。

重要議題を控える中、皆さんには慎重審議を是非とも願いたい。

次いで報告事項に入り、各部報告及び一般経過報告が行われ、二、三の質疑応答の後、賛成多数で承認された。

翌九日は審議事項から始まり、平成八年度ベアや年末手当等、特に役付手当と寒冷地手当の改正については活発な討議が行われ、二日間わたる中央委員会を無事終了した。

一、各部報告
一、組織部
PR活動先にアンケート調査を実施(現況、要望等)

〇組合規程の発行については、本社の発行を待って行方未定。(十月頃)

〇単組新任役員研修会報告
「世話役活動に役立つ労働法」宇都宮大学講師・松岡二郎氏
出席者二五単組、四九名
単組提出の質問事項に対する回答を配布(別紙)
〇初心者研修会報告
「1B」「今、労働組合は」「日赤新労とは」「2B」「労働組合とは」「日赤の機構と日赤新労」
【調査部】
〇夏期手当について調査実

年末手当要求額 35割プラス 一律5万円に決定!

35割プラス 一律5万円に決定!

報告事項

一、各部報告

【組織部】

PR活動先にアンケート調査を実施(現況、要望等)

〇組合規程の発行については、本社の発行を待って行方未定。(十月頃)

【教宣部】

〇単組新任役員研修会報告
「世話役活動に役立つ労働法」宇都宮大学講師・松岡二郎氏
出席者二五単組、四九名
単組提出の質問事項に対する回答を配布(別紙)
〇初心者研修会報告
「1B」「今、労働組合は」「日赤新労とは」「2B」「労働組合とは」「日赤の機構と日赤新労」
【調査部】
〇夏期手当について調査実

【調査部】

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実

〇夏期手当について調査実



重要審議に熱心な質疑応答が展開された

に留まらず、一般職(二)表以外の職種のバランスも検討していくこと、時間外手当との絡みは血液センターの運用に習うこと、組合員資格は単組の組合規約に準すること、平成九年四月一日実施をもっと早期に実施するよう要求することなどが話し合われた。

また、寒冷地手当の改正については、賛成多数の結果、基本的に定額方式もやむなしとしたものの、特に扶養親族のない職員とその他の職員において減額の影響が大きいことから、定額の見直しと経過措置をもつと考慮することなどの意見が出された。

これらを踏まえて、今後の交渉については本部一任と決定された。

二、年末手当について
各ブロック会議の報告の審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

審議の中で、特に役付手当については、今回の改正に当っては、今回の改正

提示された「本社回答」について説明がなされた。

第3回 中央委員会案内

【日時】
12月15日(日)~16日(月)
【場所】
羽島かんぽ保養センター
(岐阜県羽島市)



統一要求額

三五割十一律五万円

各B一名、選挙管理委員

各B一名、議事運営委員

2・4・6B、議事録確

1・3B、大会宣言文

1・3・5B

四、その他

〇福利厚生補助金について

(盛岡日赤より)

現在の福利厚生補助金百

円を千円にアップするよう

要求書に掲げようかと

の意見が出された。

これに対して本部は、各

ブロックの大会役員分

担は、次のとおり。

議長116B、副議長11B

議したいとし、全員賛成に

書記15B、役員監査委員

て了承された。

新再任用制度の任用上限年

齢を引き上げ、平成二十五

年度には六五才とし、現行

の定年年齢は維持するとの

方針が示されている。

また、高齢者の雇用に当

つては能率を低下させるこ

となく、高齢者の培った知

識、経験を充分に生かす必

要があるとしている。

我々日赤新労は、六五才

定年制の早期実施を要求に

掲げ、現在も交渉を続けて

いるところであるが、六〇

才六二才の勧奨で推移し

ているのが現状であり、今

回の講演を役立てて、今後

兵頭 英治 氏

人事院管理局高齢対策室

公務における高齢対策

幹部研修会

「高齢対策」と題して、講義期間、給与、勤務時間等を含め、来年七月には報告に向けて取りまとめること。七月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」において、六五才までの継続雇用の推

その後三年ごとに「一才ずつ



(教宣部長 川島 環)

単組新任役員研修会

「世話役活動に役立つ労働法」

宇都宮大学講師 松岡 二郎氏

今年も六月二十四日(土)・二十五日(日)の両日、日赤本社内の会議室において、単組新任役員研修会が開催された。

講師に宇都宮大学講師の松岡二郎先生を迎え、全国加盟単組より約五〇名の新任役員が熱心に聴講した。

今年はいよいよ講師のスタイルを変え、初日は松岡先生から提示された五つの問題に対して、グループ分けされた参加者がそれぞれ一つの問題を論議し、回答を見だしていくというもので、かなりの難題になかなか意見のまとまらないグループもみられた。

今年研修会は、いつものとちよと違った緊張感あふれる内容で、それなりに

得るものも大きかったように思われる。

単組提出

Q&A

【質問1】……

三六協定に定められた時間を超える時間外命令の法的問題は？

【質問2】……

法定時間外労働(日赤は一日七時間五四分を超えた場合)と法定労働時間(一日八時間を超えた場合)とは異なる。三六協定の対象は、法定時間(現行一日八時間、週四〇時間)を超えるものに対して、目安時間を参考に当事者(労働者と使用者の合意のもとに労働基準監督署に届出)が協定するものである。従って、法定労働時間十時間外労働時間が許可されるのは、目安時間の範囲内、つまり三六協定の限界時間である。

【質問3】……

看護婦が三交替制勤務で週休日が指定されている場合、その週休日に他の勤務者が急病等で欠勤となり欠勤者の交替要員として急遽勤務することになった場合の取扱いは？

【質問4】……

労基法8条13号の事業所の女子は休日労働禁止に該当し、週休日が指定されているので、前記の場合勤務することはできない(看護士の場合は勤務可能)。但し、当該看護婦に事前にその週もしくは一週間以内で代休を指定すれば勤務可能。その場合、週休日の勤務に対して三五%の割増しを支給する。

【質問5】……

三六協定を結んでいて、対象となる職員の一部が、給与要綱改正により時間外手当を支給しないこととされた場合の法的問題は？

就業規則の上で勤務時間が規定されていない課長以上の職員は、労働時間が管理されていないので、労



グループ内で論議した内容をまとめて発表した。

基法41条2項に該当する。従って、労働時間、休憩及び休日の規定が適用されないで時間外手当の支給はなくてもかまわない。

但し、出勤が明確であれば、時間外手当の不支給は違法である。(参考：就業規則準則23条、給与要綱第30の7項)

【質問6】……

看護婦が三交替制勤務で週休日が指定されている場合、その週休日に他の勤務者が急病等で欠勤となり欠勤者の交替要員として急遽勤務することになった場合の取扱いは？

【質問7】……

労基法8条13号の事業所の女子は休日労働禁止に該当し、週休日が指定されているので、前記の場合勤務することはできない(看護士の場合は勤務可能)。但し、当該看護婦に事前にその週もしくは一週間以内で代休を指定すれば勤務可能。その場合、週休日の勤務に対して三五%の割増しを支給する。



ひと味違う

福利厚生生活動

岡山赤十字病院従組

今年のビールはひと味違う！いえ、今年の福利厚生生活動はひと味違う！海水浴、みかん狩り、露天風呂ツアー(隔年)等の天風呂ツアー(隔年)等の例年の行事に加え、新福利厚生部長の企画になる、初めてのビアパーティが開催されました。

当初はビアガーデン、焼き食へ放題、歌い放題とあって、あっといふ間の二時間呼びかけのチラシも作成



呼びかけのチラシも作成

鎌倉シネマ・ワールドと東京湾クルーズへ

千葉県赤十字血液センター職組

七月十四日(日)、職員組合厚生部主催による鎌倉シネマ・ワールドと東京湾クルーズへいってまいりました。参加人数は組合員とその家族一三〇名。幸いお天気にも恵まれ、これも普段の行いの良さでしょうか？三台のバスにそれぞれ乗り込み、普段の旅行とは違

【書記長 飯田幹雄】

今年度も継続して実施してほしいと大変好評でした。今年度は、二つ目の目玉商品として、パチンコ大会

を今秋に開催する予定もあり、今までにない盛り上がりを見せている福利厚生生活動です。

湾岸市川にて合流し、鎌倉に向かったのですが、以前見た風景とは随分変わったナアなんて思いつつも、バスは大船駅を通過し、目的地に到着しました。

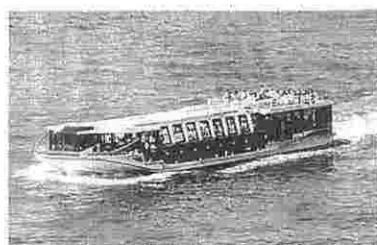
鎌倉シネマ・ワールドは元大船撮影所の一部を一般の人々に開放したもので、施設の中はスリーゾーンに分かれています。

華やかな洋画の世界を体験できる「アメリカンシネマゾーン」、最新の映画技術が未知の興奮を生む「フューチャーゾーン」、忘れていた心の風景が広がる「日本映画ゾーン」。

これら三つのゾーンと、誰もが憧れた本物のスタジオ見学やバラエティに富んだイベントが創り出す夢あふれる映画のワンダーランドです。

映画等の撮影のために見られない個所もあり、どのようなになっているのか興味しんしんでしたが、扉を開けることもできず、少し悔しい思いをしました。

アメリカ映画や日本映画(寅さんのセット)あり、スペースもの怪談ものの遊戯施設ありと盛り沢山の美空ひばりさんや原節子さんなど私達にとっても懐かしい往年の銀幕スターのフロマイドやグッズもあったりして、映画ファンの人達



車窓からの東京は、私に向かいました。

にはとえられない物ばかり。見学時間が三時間程度と短く、厳しい状況ではありましたが、頑張っただけで、懐かしい気持ちになりました。クルーズでは、中には船に弱い方もいましたが、子供たちははしゃいで駆け回ったり、相変わらずお酒を飲んだり、それぞれの時間の中で楽しい一時を過ごすことができました。

今年も無事旅行を終えることができ、組合の執行部や厚生部の方々の努力と熱意には、深く感謝しております。(染谷日登美)

労基法ワンポイント

【時間外勤務における端数処理】

労働時間は、1分1秒たりともカットできないのが原則です。

たとえば、1日の時間外勤務において、「5分未満」や「30分未満」を切り捨ててはいけな

時間外勤務時間で切り捨てが許容されるのは、月間の総計時間の30分未満についてであり、仮に月間の時間外勤務の総計が25時間24分であれば、それを25時間とすることは差し支えないとされています。

【管理者の深夜割増】

管理者が法律(労基法41条)の適用を除外されるのは、時間外、休日労働や休憩に関する規定だけで、深夜業務については除外されていません。したがって、深夜業務をした場合には、当然、深夜割増金が支給されます。

しかし、それを管理職手当に含めておけば別途支給する必要はないので、その点は制度的に明らかにしておくべきです。

管理者の時間外手当の支給に関しては、役付手当の中に時間外相当分何%、役付相当分何%などと明示されていないければ、カットは難しいと解釈されます。

『単組新任役員研修会』講演メモより

【質問6】……



船でのんびり水際散歩、参加者全員で記念写真